

○総務省令第七十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十日

総務大臣 村上誠一郎

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
目次 「第一章・第二章 略」 第三章 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条・第二十二条） 第四章 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条） 「第五章 略」 附則 （用語の意義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一〇五 略」 五の二 大量送水用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大量の水等を送水する用途に用いられる大量送水用ホース（ホース規格省令第二条第三号の二に規定するものをいう。以下同じ。）を差込みの方法により他の大量送水用ホース、消防ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第二号に規定するものをいう。第六号の二において同じ。）等と結合するために、大量送水用ホースの端部に装着する金具をいう。 六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等（石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第十三条第三項に規定するものをいう。第七号において同じ。）としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース（ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。）を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。第七号において同じ。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。第七号において同じ。）等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。 六の二 大量送水用ねじり式結合金具 ねじり式結合金具のうち、大量の水等を送水する用途に用いられる大量送水用ホースをねじる方法を用いて他の大量送水用ホース、消防ポンプ自動車等と結合するために、大量送水用ホースの端部に装着する金具をいう。 「七 略」 八 呼び径 大量送水用差込式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具、大量送水用ねじり式結合金具又は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。 「九 略」 （区分）	目次 「第一章・第二章 同上」 第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具（第二十一条―第二十二条） 第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具（第二十三条―第二十七条） 「第五章 同上」 附則 （用語の意義） 第一条 「同上」 「一〇五 同上」 「新設」 六 大容量泡放水砲用差込式結合金具 差込式結合金具のうち、大容量泡放水砲用防災資機材等（石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第二百二十九号）第十三条第三項に規定するものをいう。次号において同じ。）としての用途にのみ用いられる、大容量泡放水砲用ホース（ホース規格省令第二条第四号に規定するものをいう。以下「大容量ホース」という。）を差込みの方法により他の大容量ホース、大容量泡放水砲用ポンプ自動車（動力消防ポンプ規格省令第二条第四号に規定するものをいう。次号において同じ。）、大容量泡放水砲用可搬消防ポンプ（動力消防ポンプ規格省令第二条第五号に規定するものをいう。次号において同じ。）等と結合するために、大容量ホースの端部に装着する金具をいう。 「新設」 「七 同上」 八 呼び径 大容量泡放水砲用差込式結合金具又は大容量泡放水砲用ねじり式結合金具のかん合部の設計された内径（単位 ミリメートル）をいう。 「九 同上」 （区分）

第三条 消防用結合金具（大量送水用差込式結合金具、大容量泡放水砲用差込式結合金具、大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

〔表略〕

（材質）

第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十條第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z 二二四一で定める方法により採取した四号試験片（つめばねにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材	料
差し金具	JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）	
受け金具	JIS H 四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）	
押し輪	JIS H 五二二〇（銅及び銅合金鋳物）	
しめ輪	JIS H 五二二一（銅合金連続鋳造鋳物）	
装着部	JIS H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）	
つめ	JIS H 五二二〇（銅及び銅合金鋳物）	
	JIS H 五二二一（銅合金連続鋳造鋳物）	
つめばね	JIS G 四三二三（ばね用ステンレス鋼帯）	
	JIS G 四三二四（ばね用ステンレス鋼線）	
	JIS H 三二一〇（りん青銅及び洋白の板及び条）	
	JIS H 三二三〇（ばね用のベリリウム銅、チタン銅、りん青銅、ニッケル—すず銅及び洋白の板及び条）	
しめ輪の抜け止め部品	JIS G 四三〇八（ステンレス鋼線材）	
	JIS H 三二六〇（銅及び銅合金の線）	
	JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）	
	JIS H 五二二〇（銅及び銅合金鋳物）	
	JIS H 五二二一（銅合金連続鋳造鋳物）	

第三条 消防用結合金具（大容量泡放水砲用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具を除く。以下この章において同じ。）は、次のとおり区分する。

〔同上〕

（材質）

第五条 消防用結合金具の部品又は部分で、次の表の上欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ同表の下欄に掲げるもの又は産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十條第一項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z 二二〇一で定める方法により採取した四号試験片（つめばねにあつては五号試験片とする。）を用いてJIS Z 二二四一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが同表の下欄に掲げるものと同等以上の強度を有するものでなければならない。

部品又は部分	材	料
差し金具	JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）	
受け金具	JIS H 四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）	
押し輪	JIS H 五二二〇（青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物）	
しめ輪	JIS H 五二二一（青銅連続鋳造鋳物及びシルジン青銅連続鋳物）	
装着部	JIS H 五二〇二（アルミニウム合金鋳物）	
つめ	JIS H 五二二〇（青銅鋳物）	
	JIS H 五二二一（青銅連続鋳物）	
つめばね	JIS G 四三二三（ばね用ステンレス鋼帯）	
	JIS G 四三二四（ばね用ステンレス鋼線）	
	JIS H 三二一〇（りん青銅及び洋白の板並びに条）	
	JIS H 三二三〇（ばね用ベリリウム銅、リン青銅及び洋白の板並びに条）	
しめ輪の抜け止め部品	JIS G 四三〇八（ステンレス鋼線材）	
	JIS H 三二六〇（銅及び銅合金の線）	
	JIS H 四〇八〇（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）	
	JIS H 五二二〇（青銅鋳物）	
	JIS H 五二二一（青銅連続鋳物）	

2 消防用結合金具に用いるパッキンの材料は、次の表の上欄に掲げる項目に応じ同表の中欄に掲げる測定方法により測定した値が、同表の下欄に掲げる範囲内又はこれと同等以上の性能を有するものでなければならない。この場合において、耐油性及び耐老化性における試験温度及び試験時間は、それぞれ摂氏百度及び七十時間とする。

項 目		測 定 方 法	範 囲
硬さ	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
耐老化性	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕
硬さ変化	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第三章 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具

(表示)

第二十一条 大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

〔一〕三 略

四 装着する大量送水用ホース又は大容量ホースの呼び径（ホース規格省令第二条第三号の二に規定する呼び径をいう。）

〔五 略〕

五の二 大量送水用差込式結合金具にあつては、次に掲げる事項

イ 大量送水用差込式結合金具である旨の表示

ロ 大量送水用ホースのジャケット（ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。次号ロ、第二十六条第五号の二ロ及び第六号ハにおいて同じ。）の劣化を防ぐための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具にあつては、次に掲げる事項

イ 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

2 〔同上〕

項 目		測 定 方 法	範 囲
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

第三章 大容量泡放水砲用差込式結合金具

(表示)

第二十一条 大容量泡放水砲用差込式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。

〔一〕三 同上

四 装着する大容量ホースの呼び径（ホース規格省令第四条第二項に規定する呼び径をいう。）

〔五 同上〕

〔新設〕

六 大容量泡放水砲用差込式結合金具である旨の表示

〔新設〕

	ロ 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示 〔削る〕 (準用) 第二十二条 第四条、第五条、第七条(第一号を除く。)、第八条(第一号及び第七号を除く。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大量送水用差込式結合金具及び大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第五条第二項中「同表の下欄に掲げる範囲内」とあるのは「設計された範囲内」と、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍(第二十一条第五号の二口又は第六号口の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「暴発」とあるのは「暴発」と読み替えるものとする。 第四章 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具 (構造) 第二十四条 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 〔一〕五 略 (材質) 第二十五条 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。 〔一・二 略〕 三 JIS H 五二〇 (銅及び銅合金鋳物) 四 JIS H 五二二 (銅合金連続鋳造鋳物) 〔五・六 略〕 七 JIS Z 二二四 一で定める方法により採取した四号試験片を用いて JIS Z 二二四 一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが第一号から前号までに掲げるものと同等以上の強度を有するもの 2 第五条第二項の規定は、大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場合にあつては、当該パッキンの材料について準用する。この場合において、同項中「同表の下欄に掲げる範囲内」とあるのは「設計された範囲内」と読み替えるものとする。 (表示) 第二十六条 大量送水用ねじり式結合金具及び大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。 〔一〕三 略 四 装着する大量送水用ホース、大容量ホース又は大容量吸管の呼び径 (ホース規格省令第
--	--

	〔新設〕 七 大容量ホースのジャケット(ホース規格省令第二条第八号に規定するジャケットをいう。第二十六条第八号において同じ。)の劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示 (準用) 第二十二条 第四条、第五条、第七条(第一号を除く。)、第八条(第一号及び第七号を除く。)、第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項並びに第十七条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用差込式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍(第二十一条第七号の表示をするものにあつては、一・五倍)」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「暴発」とあるのは「暴発」と読み替えるものとする。 第四章 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具 (構造) 第二十四条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の構造は、第四条各号に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。 〔一〕五 同上 (材質) 第二十五条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具の主要な部品及び部分に用いる材料は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。 〔一・二 同上〕 三 JIS H 五二〇 (青銅鋳物及びシルジン青銅鋳物) 四 JIS H 五二二 (青銅連続鋳造及びシルジン青銅連続鋳物) 〔五・六 同上〕 七 JIS Z 二二〇 一で定める方法により採取した四号試験片を用いて JIS Z 二二四 一により試験を行った場合、引張り強さ及び伸びが第一号から前号までに掲げるものと同等以上の強度を有するもの 2 第五条第二項の規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にパッキンを用いる場合にあつては、当該パッキンの材料について準用する。 (表示) 第二十六条 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具には、次に掲げる事項を容易に消えないように表示しなければならない。 〔一〕三 同上 四 装着する大容量ホース又は大容量吸管の呼び径 (ホース規格省令第四条第二項又は吸管
--	--

	二条第三号の二又は吸管規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。） 〔五 略〕 五の二 大量送水用ねじり式結合金具にあつては、次に掲げる事項 イ 大量送水用ねじり式結合金具である旨の表示 ロ 大量送水用ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大量送水用ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示 六 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具にあつては、次に掲げる事項 イ 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字 ロ 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示 ハ 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示 〔削る〕 〔削る〕 （準用） 第二十七条 第十二条第一項及び第二項、第十三条、第十五条、第十六条第一項、及び第十七条から第二十条までの規定は、大量送水用ねじり式結合金具について準用する。 2 第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について、準用する。 3 前二項の場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十一条第五号の二ロ、第六号ロ、第二十六条第五号の二ロ又は第六号ハの表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「吸着」とあるのは「吸着」と読み替えるものとする。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	規格省令第二条第三号に規定する呼び径をいう。） 〔五 同上〕 〔新設〕 六 大容量吸管用のものにあつては、「吸」の文字 七 大容量泡放水砲用ねじり式結合金具である旨の表示 八 大容量ホースのジャケットの劣化を防ぐための処置がされている大容量ホースのみを装着するものにあつては、その旨の表示 （準用） 第二十七条 第十二条から第二十条までの規定は、大容量泡放水砲用ねじり式結合金具について準用する。この場合において、第十二条第一項及び第二項中「二倍」とあるのは「二倍（第二十六条第八号の表示をするものにあつては、一・五倍）」と、第十五条中「千回」とあるのは「百回」と、第十八条中「吸着」とあるのは「吸着」と読み替えるものとする。 〔新設〕 〔新設〕	

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日前に消防法第二十一条の十六の四第一項の規定により総務大臣に届出を行った消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具については、改正後の消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の規格に適合する消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具とみなす。